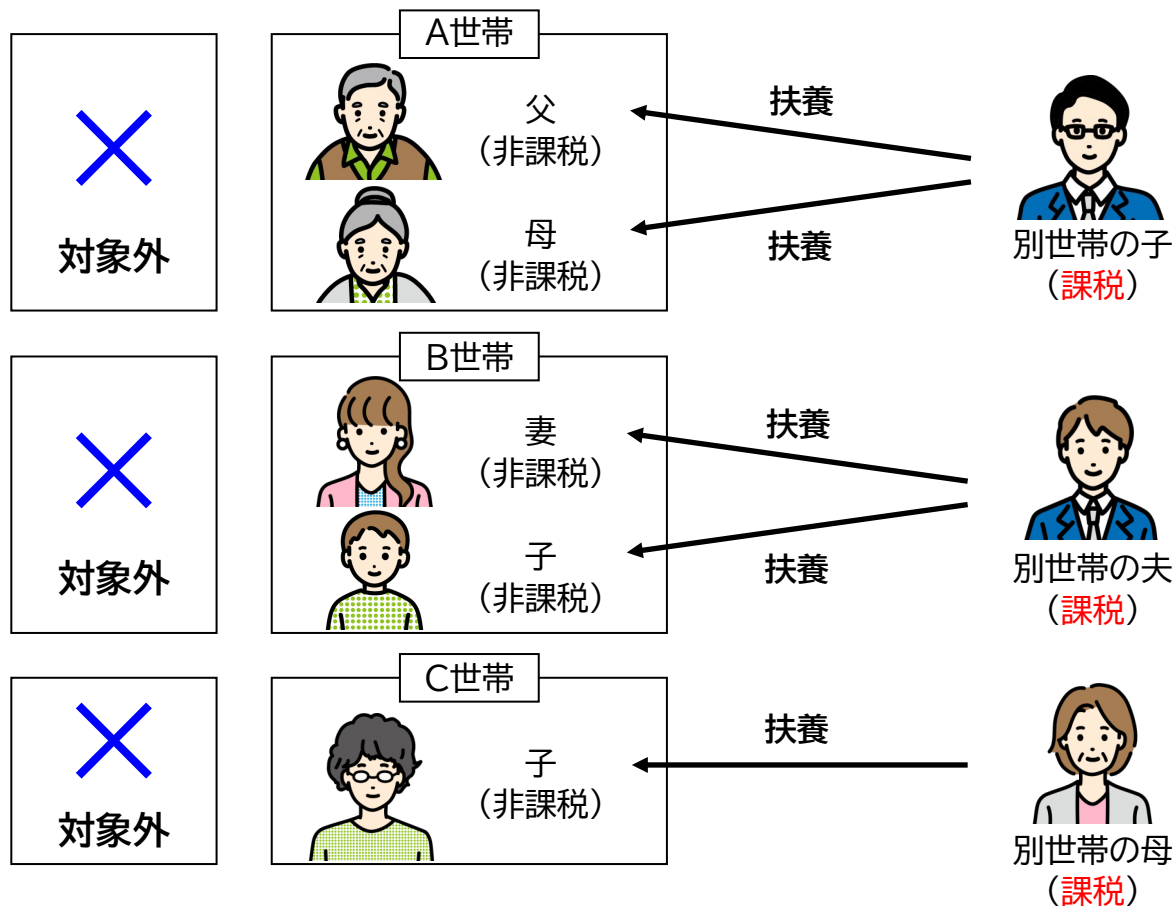
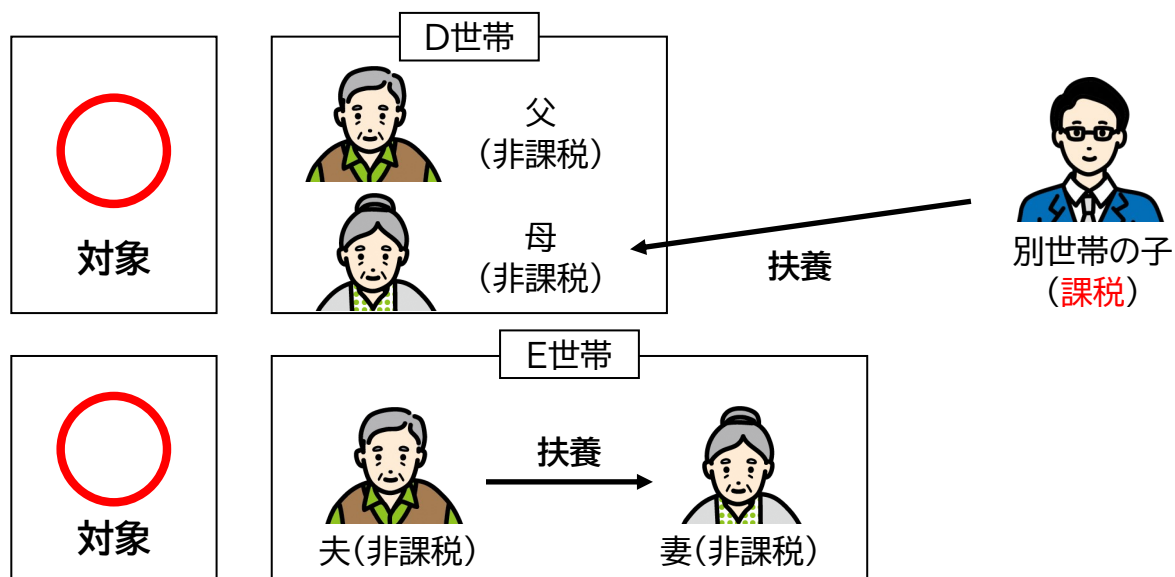


世帯の全員が、住民税が課されている他の親族の扶養を受けている場合、給付金を受給できません。

- ① 世帯全員が、住民税が課税されている者に扶養※されている
⇒給付金を受給できません。



- ② 世帯の中に、住民税が課税されている者に扶養※されていない人が1人以上いる
⇒給付金の対象になります。



※ 「扶養されている」とは、税金の扶養に入っていることを指します。保険の扶養のみに入っている場合は該当しません。